

<資格申請新制度のご案内>

「公認心理師」資格の成立に併せて臨床発達心理士資格のより一層の充実を目指し、資格申請制度が大きく変わります。

2017年度資格審査より、資格申請新制度が開始されます。

ただし、これまで資格申請を準備してこられた方が不利にならないように、2019年度までは、旧制度による資格申請を認める移行措置を行います。

旧制度の内、Eタイプによる申請は2018年度をもって廃止となります。

2016年度までとの変更点

- 1) 基本タイプ・現職者タイプを廃して、タイプIからタイプIVまでの5つのタイプになります。
- 2) 「育児・保育現場での発達とその支援に関する科目」の内容を含む「臨床発達支援の専門性に関する科目」を設定し、それを必修として生涯発達を支える臨床発達心理士の専門性を明確にします。
- 3) 現職者の申請者にも筆記試験を行います。ただし、筆記試験の代わりに従来通りの事例報告の提出に替えることができます。
- 4) 臨床発達心理士資格の資格要件を学部卒業以上にして、従来のEタイプを廃します。ただし、移行措置として、2018年度まで、Eタイプの資格審査を行います。
- 5) 「公認心理師」資格所有者は、資格申請の資格があります。

各タイプの資格申請要件

| タイプ別 | 略称 | 学歴・職歴等の要件 | 指定科目履修等の要件 |
|---------|-----------|--|---|
| タイプI | 院修了タイプ | 発達心理学隣接諸科学大学院修士課程修了者（修了見込み者、博士課程(後期)在学生、博士課程修了者を含む） | 3つの指定科目 ¹⁾ を履修 200時間以上の臨床実習 |
| タイプII-1 | 現職者院修了タイプ | 発達心理学隣接諸科学大学院修士課程修了者（修了見込み者、博士課程(後期)在学生、博士課程修了者を含む） 3年以上の臨床経験 | 3つの指定科目 ¹⁾ を履修 |
| タイプII-2 | 現職者学部卒タイプ | 発達心理学隣接諸科学学部(4年制)卒業 4年以上の臨床経験 | 4つの指定科目 ¹⁾ を履修 |
| タイプIII | 研究者タイプ | 大学・研究所等の専門機関で5年以上の研究勤務歴 | 臨床発達心理学に関する 5点以上の研究業績 |
| タイプIV | 心理師タイプ | 公認心理師資格取得 | 臨床発達専門講習会受講 |

注1) 但し「臨床発達心理の基礎に関する科目」と「臨床発達心理の専門性に関する科目」が必修

外国の専門機関での教育歴・臨床歴・研究勤務歴については、国内における同等のものとみなして審査

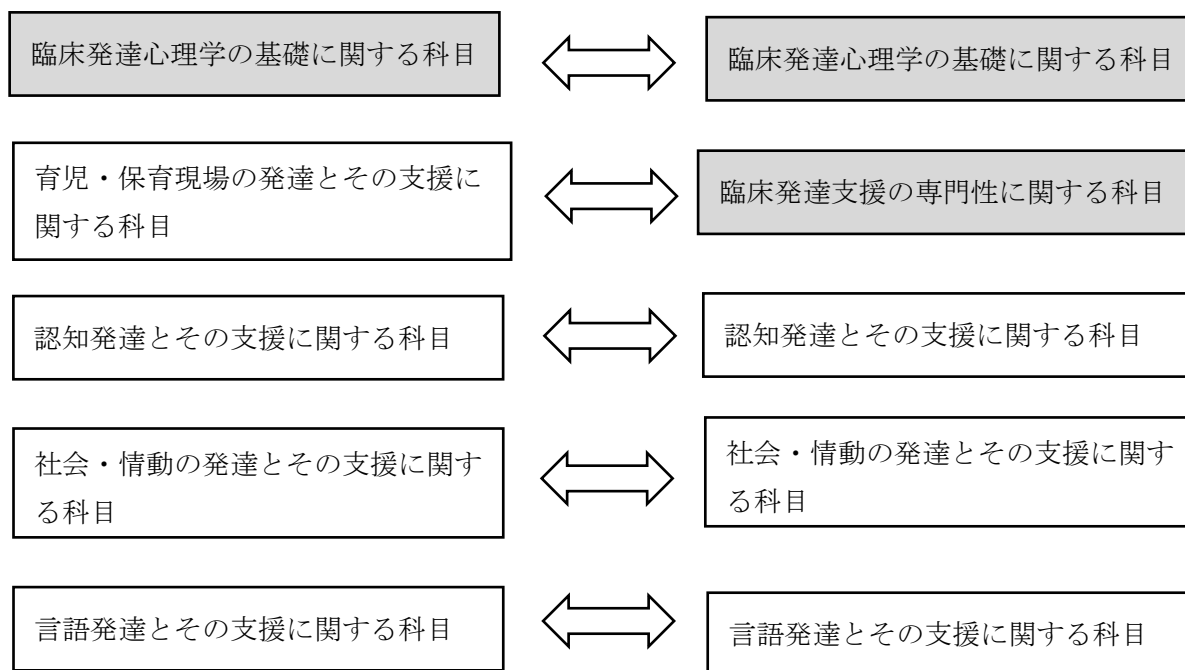
を行います。

資格申請新制度における指定科目（網掛けは必修科目）

（旧制度と新制度の間で指定科目の読み替えが可能です。）

旧制度

新制度



各タイプの資格審査内容

| タイプ別 | 一次審査 | 二次審査 |
|--------|----------------------|------|
| タイプⅠ | 書類審査 筆記試験 | 口述審査 |
| タイプⅡ-1 | 書類審査 | 口述審査 |
| タイプⅡ-2 | 筆記試験（事例報告書に替えることが可能） | |
| タイプⅢ | 書類審査 | 口述審査 |
| タイプⅣ | 書類審査 | 口述審査 |